今昔物語集と注好選・再考

宮田　尚

1

東寺観智院本『注好選』[注1]の出現によって、『注好選』と『今昔物語集』との距離は、従来考えられていた以上に近いものであることがはっきりしてきた。

東寺本が発見されるまで、『注好選』の唯一の伝本であった書陵部本は、上巻と中巻の前半だけからなる零本であった。これに対して東寺本『注好選』は、上・中・下の三巻を具備しており、その新出部分に、『今昔物語集』との同文的な類話を十一話有していたのである。書陵部本の段階ですでに、同じ程度の同文的な類話三十三話の存在がたしかめられていたから、両書間の類話の数は四十話を越えることになる。

右四十余話のなかには、船橋本『孝子伝』とも重複する十二話がふくまれている。これらは『今昔物語集』への流入の経路が違うとみられるので除外するとしても、『注好選』と『今昔物語集』との間の類話の量は、現在知られているもののうちで、震旦部の出典であることの確実視される『三宝感応要略録』および『冥報記』につぐ。対一書間の量としては、きわだっている。いうまでもなく、これらの類話は、これまでに報告されている類話のどれよりも、『今昔物語集』に対して類似度が高い。

そしてこれらの類話の流れの方向は、『注好選』から『今昔物語集』へといったものであることを、東寺本の検討をとおして今野達氏は指摘している。[注2]両書間の類話で、『注好選』の方が古態をとどめていることについては、すでにわたしもふれたことがある。[注3]同様の見解は本田義憲、[注4]高橋俊夫、[注5]森正人[注6]らの諸氏にもあり、書陵部本のみを考察の対象として出された数年、あるいは十数年前の見解が、新出の東寺本で補強せられたわけで、もはや大勢は動かないだろう。

東寺本の出現にともなってあきらかになった注目すべき事実に、いまひとつ、その書写年代がある。『注好選』は、『私聚百因縁集』との関連から正嘉元年（一二五七）以前の成立とされてはいたものの、それがどれくらい前なのか、具体的なことはわからなかった。書陵部本にはもとより、新出の東寺本にも奥書は欠落している。[注8]ところが酒井憲二氏によれば、文化十年（一八一三）ごろ東寺

の古文書を調査した伴信友の記録『東寺古文零聚』に、現在は散佚して見ることのかなわない『注好選』の奥書が書きとめられていたのである。

仁平二年八月一日於光明山北谷書了

『注好選』の成立下限は、仁平二年（一一五二）と、かつて考証されていた時期よりも、一気に百年以上さかのぼることになった。もっとも、この奥書はあくまでも、東寺本の書写された時期をあらわしているのであって、『注好選』の原本の成立時期とは直結しない。

酒井氏はこの点について、「「書了」が直ちに原本の成立を意味するのか原本からの書写を意味するのか、このままでは不分明といわざるを得ない」とことわりながら、「少なくとも注好選抄は光明山において選作されたものと考えるのが最も自然ではなかろうか」と推定する。東寺本『注好選』を、原本にきわめて近いものとみているわけである。

これに対して今野氏は、「東寺本は不完全な取合せ本で、分けても中巻は、本来の中・下巻を混成した抄本」であり、「注好選は、光明山だけの秘蔵ではなく、中世を通じて諸方に散在し、しかもその中には、東寺本とは別系の、定稿と見られる中巻を備えた完本もあった」として酒井説を否定し、「奥書の大意は、仁平二年八月一日、光明山の北谷において、（不完全なる寄せ本である東寺本）を書写し終えた、というに尽きる」と主張する。

たしかに、東寺本は原本から距離をおいた一伝本にすぎず、「書了」は書写の意味を出るものでないであろう。そのことは、たとえば、「曹娥混衣」(上61)において、「異本 女帝 二字有」との注記的記文が、こともあろうに本文中にまぎれこんでいることからみても、ほとんど疑う余地はないであろう。

異本にあるという「女帝」は、水死した曹娥の父が仕えていた帝についての説明である。これはあるいは、『異苑』などにみえる「漢安帝」から派生したものなのかもしれない。

それはともあれ、「異本」云々のこの注記的記文は、本文中に書かれているものである以上、後からの書入れではありえない。これが本文中に存在する理由としては、依拠本の書入れが書写の過程で不用意に取り込まれたものと解するのが、もっとも自然であろう。それ以外に、なっとくのいく説明はつけられないのではないか。

東寺本は、写本なのである。そしてその依拠本には、異本との校合をした書入れがあったのだ。

上巻に二十余例、異本との校合をした書入れがみえる。そこで校合されている異本と、この「異本」との関係はさだかでない。ただ、「異本 女帝 二字有」の部分に対しても、「女帝王其父好…」の書入れが、異本にもとづいて重複してほどこされているところよりすれば、あるいはふたつの異本は、同系統のものであったかもしれないと推察される。これらの書入れは本文完成後、別の機会になされたものとみておきたい。

ところで、書陵部本は、書入れやミセケチ、あるいは虫損等にいたるまでのいっさいをふくめて、底本である東寺本をきわめて忠実に継承しようとしている。じっさい、その忠実さはいたく禁欲的で、判読可能な文字についてさえ、一部分がかりに虫に犯されてい

れば、判読することを放棄して、形状をそのまま記すことに終始する。けっして底本を踏み出そうとはしていない。

そこで東寺本もまた、同様ではなかったか、「異本」云々の本文への混入も、東寺本の犯したあやまちではなく、依拠本の形状を忠実に継承したにすぎないのではないか、との推定も可能性としてはありえよう。しかし、かりにそうであったとすればなおのこと、東寺本は写本でなければならないいくつである。

要するに、「異本」云々が東寺本以前に混入していたのであればとうぜんであるし、そうでなくても東寺本の背後には、異本との校合のほどこされた『注好選』があったとみなければなるまい。仁平二年には、「異本」と称される、東寺本とは内容を若干異にした『注好選』が、すでに存在していたのである。

したがって『注好選』原本の成立は、とうぜん仁平二年に異本を生じているほどの期間をさかのぼった時点でなければならないということになる。このことは、推定される『今昔物語集』の成立時期と『注好選』のそれとが、きわめて近接したものであることをおもわせるばかりでなく、ばあいによっては、『注好選』の成立の方が、『今昔物語集』に先立っていたかもしれないことを示唆する。

こうして東寺本『注好選』の出現は、類話数の増加と、『注好選』から『今昔物語集』へというはなしの流れの方向の確認、さらには成立下限のおおはばな引きあげ、あるいは成立時期逆転の可能性の示唆等々の、あたらしい事態をもたらした。これら諸現象のさし示すものは、最初にふれたように、『注好選』と『今昔物語集』との間の、従来考えられていた以上の緊密なる関係でなければなるまい。零本の書陵部本を対象にして、後代の成立かとみられていた時点においてさえ、『今昔物語集』研究に資するところがおおいと考えられていた『注好選』のことである。東寺本の出現というあたらしい事態をむかえて、その資料的価値は飛躍的に高まったといってよい。

2

『注好選』は後代の成立にかかるものであるとしても、『今昔物語集』よりも古態をとどめている以上、それはそれとして、『今昔物語集』の成立事情や性格の一端を解明する手がかりをあたえてくれるはずだとの立場で、わたしはこれまで『注好選』に接してきた。その結果わたしは、『注好選』を、『今昔物語集』の採用した資料のおもかげを今日に伝える作品だと判断した。

近しい関係にあることを認めながら、それ以上に踏みこまず、近しさを、共通母胎を介しての間接的な関係だと判断したのは消去法による。書陵部本のみを考察の対象とする段階では、類話の質・量ともに限界があって、それ以上に両者を結びつけるだけの積極的な条件を見出しえなかった。鴦掘魔羅と指鬘比丘とを別人だとする誤謬の共有（中4・一16）、あるいは「アマヘテ」「アテナル」のごとき、とりわけ漢文体の『注好選』にあっては不自然な表現の共有（中5・五31）など、両者の近さのなみなみでないことを示す例証は少なからず求められるものの、それだけではもちろん、直接関係は証明しえない。

積極的な論拠を見出しえなかったという点では、成立年代につい

ても同様である。正嘉二年以前成立説を、さらにしぼりこむだけの材料をもちえず、したがって立論の過程では、下限を想定しておくほかなかった。

しかし、東寺本の出現と、それにともなう新資料の発見によって事態は一変した。『注好選』と『今昔物語集』との間にたちはだかっていた基本的な障害は、ほぼ取り除かれた。これで『注好選』が『今昔物語集』の出典のひとつであることの、少なくとも必要条件は満たされたとみてよいであろう。あくまでも状況証拠を積みあげた結果の蓋然性にすぎず、十分条件を満たしているとはいえないけれど、つぎの二十五話に関しては、『注好選』が出典である可能性はきわめて大になった。

巻一　16・31
巻二　39
巻三　4・5・6・9・10・14・22・23
巻四　1・2・18・19・30
巻五　21・23・25・29・30
巻十　9・19・20・40

とはいえ、もちろん、まったくもんだいがないわけではない。たとえば五21「天竺狐、借虎威被責発菩提心語」のばあい。これは今野氏が、「両者が直接関係にあったとすれば、今昔は注好選に依拠したもの」であることの例証としたはなしであり、氏の指摘するように、「冒頭の詳略の差を除けばおおむね同文的で、両文が極めて近い関係にあることは一見して明らか」である。

もんだいは、『冒頭の詳略の差』。いま両者の冒頭を並記する。

〈注好選　下33〉

摂寿経云、乃往過去宝幢仏時、有国、名出婆国。有山、名祐宅山。其山有一狐、名地徳。假虎威一切禽獣令怖畏。

〈今昔物語集五　21〉

今昔、天竺ニ一ノ国有リ、一ノ山有リ。其ノ山ニ一ノ狐住ム。亦、一ノ虎住ム。此ノ狐、彼ノ虎ノ威ヲ借テ、諸ノ獣ヲ恐シケリ。

一見してあきらかなように、『今昔物語集』に比して『注好選』は詳しい。『今昔物語集』が常用表現の「今昔」だけでませているところを、『注好選』は「乃往過去宝幢仏時」と具体的に説明しているし、国、山、狐などの名も、それぞれ具体的に示している。

この差異は、煩瑣なることを嫌った『今昔物語集』が、出典の記文を省略したことによるもののようにもみえる。あるいはそうであるのかもしれない。けれども同じような例を、震旦部の出典であることの確実視される『三宝感応要略録』や『冥報記』などとの間に求めることはできない。天竺部においても、げんに『注好選』下7にもとづいているかとみられる三12「須達長者家鸚鵡語」では、主人公である二羽のオウムの名を明記している。

主人公の名や、はなしの場を空格にする例は本朝部にもっとも顕著であり、時、場所を空格にして残す例は震旦部にも少なくない。天竺部にはごくわずかしかないが、それでも二25・四5には人名を、四32には時を、そして四12・28・五6には場所を、それぞれ空格で残している。ことほどさように人名・時・場所にこだわった『今昔物語集』のことである。典拠に明記されている主人公の名

や、それに関連する場所等の個有名詞を、煩瑣なることを理由にはたして省略したかどうか。これは少しく疑わしい。

省略されていることの理由として、いまひとつ、それが人間でなく、狐にかかわるものだからだ、という説明もなりたちそうにみえる。天竺部に二十余例ある動物譚において、名の示されているものが三8・三12の二例しがないことは、こうした見方を後押しするであろう。

しかしやはり、この説明もなりたちにくいようである。三8の竜の名「瞿婆羅」は、『大唐西城記』や『大慈恩寺三蔵法師伝』などにみえるし、三12の二羽のオウムの名「律提」と「余律提」も、右にふれたように『注好選』に求めることができる。ところがこれに対して、他の動物譚のばあいには、少なくとも現在知りうる範囲の類話に名の明記してあるものは見当らない。知りうる範囲の類話にないからといって、名を明記した資料がまったくなかったといいきれるわけではないにしても、この事実は、動物譚に名のない理由が、『今昔物語集』によって削除されたゆえではなく、もともとその典拠にもなかったことによるものとみるべきことを示唆していよう。

ところで五12のばあいはどうなのであろうか。巻五に多出する動物譚において、他が主人公名を明示していないために、それと符節をあわせて省略したのであろうか。それとも、もともと主人公名の記されていない資料にもとづいたことを示しているのであろうか。

3

これは主として震旦部を対象としての一般論であるが、『今昔物語集』は出典に忠実であることを原則としている。一定の方針にもとづいて改変するばあいにも、出典の表現をそこなわないようつとめているとみてよいようである。

この点はたとえば、『注好選』とのからみにおいても、『孝子伝』をあわせ対比することによってたしかめうる。

『注好選』上巻の典拠のひとつに、『孝子伝』があったことはたしかだろう。その『孝子伝』がどのような系統のものかさだかでないが、重複するものの大部分については、船橋本『孝子伝』との同文性が強い。船橋本『孝子伝』はいうまでもなく、『今昔物語集』巻九の出典たる『孝子伝』に、きわめて近いとみられている作品である。

さて、『注好選』と『孝子伝』との類話は、孟宗（『孝子伝』では孟仁）、韓伯瑜らを主人公とする一部のものを除いて、いまいうように同文性が強い。なかには、ほぼ同文とみなしうるものもある。しかし、すべてがまったく同文というわけではなく、記文の有無をふくめて若干の違いが求められる。おおくはごく微細な相違であるが、その相違部分に『今昔物語集』の当該部分を対応させると、三者三様の例がみられはするものの、おおむね『孝子伝』か『注好選』かの、いずれかの表現と重なりあうという結果がえられる。

それにつき留意すべきは、『注好選』が『孝子伝』の不足をおぎ

なう、つぎのような事例の存在であろう。

九3
孝・尅木為母
注・命工人令造母□
今・工ヲ語テ、木ヲ以テ母ノ形ヲ令造メテ

九3
孝・亦陳
注・帳前成世間之言語
今・惣ベテ世ノ事不語ズト云フ事无シ

九12
孝・友問脱由
注・友問云何故不著衾
今・家ノ主、来テ、百年ガ衾ヲ脱テ不服ザルヲ見テ、恠ムデ百年ニ問テ云ク、「君、何ゾ、寒ノ夜、衾ヲ覆ヘルヲ脱ギ弃テ、不服ザルゾ」ト

九20
孝・（ナシ）
注・□令見其所為
今・伯奇ガ所為ヲ慥ニ令見メム

『今昔物語集』の『孝子伝』からはみ出す部分が、『注好選』によっておぎなわれるこうした現象は、いまいうように、『今昔物語集』の出典への忠実さのあらわれにほかならない。と同時にこの事実は、『注好選』が『今昔物集』にとって、『孝子伝』と同じように、ばあいによってはそれ以上に、留意すべき位置にあることをも示すものであろう。東寺本の出現と、それにともなう成立年代の溯行は、ここでも『注好選』と『今昔物語集』との、密なる関係を再確認させる。

とはいえもちろん、『今昔物語集』巻九の孝子譚の出典が、『注好選』の引く『孝子伝』に、ただちにとってかかわるというわけではない。それのみでは不完全であることがはっきりしたけれども、船橋本『孝子伝』の存在は、依然としておきい。

九1
孝・父無母存
注・（ナシ）
今・其ノ父亡ジテ、母存セリ

九1
孝・釜上題云、黄金一釜、天賜孝子郭巨
注・（ナシ）
今・釜ノ上ニ題テ文有リ。其ノ文ニ云ク、「黄金ノ一釜、天、孝子郭巨ニ賜」
孝・毎見断レ腸、見後収ニ置於玉匣中一。其児不見ニ母顔一、亦不レ知ニ恩義一、然而自知レニ恋悲一
注・（ナシ）
今・毎日ニ、此ノ扇ヲ取出テ見ツヽ、涙ヲ流シテ恋ヒ悲テ、見テ後ハ玉ノ箱ノ中ニ納メ置ク。張敷、母ノ形ヲ不見ズ、恩ヲ不知ズト云ヘドモ、自然ラ母ノ契ヲ知テ愈ニ恋ル心深シ。

九6

これらの事例については、『注好選』だけでは説明がつかない。船橋本『孝子伝』を介在させることが、どうしても必要になる。

ところで、船橋本『孝子伝』と東寺本『注好選』とのあいだに求められる異同に対して、『今昔物語集』が原則としてそのいずれかにくみしているということは、とりもなおさず、それらのいずれも

が、『今昔物語集』の出典たりえない表記上の欠陥をもっていることを意味する。そしてこの評価は、これらが依拠本に忠実であるかぎり、原本にむかって溯行することになる。

『今昔物語集』の出典たる『孝子伝』は、船橋本『孝子伝』とも東寺本『注好選』所引の『孝子伝』とも違う、しかし、それらの表記をも兼備したものでなければならない。そうした『孝子伝』が『今昔物語集』の背後にあったらしいことは、九44・45・46に関する三者の対比からも推量しうる。そこではつぎに示すように、『今昔物語集』だけが遊離している。

九44
孝・惟非凡鉄
注・推非凡鉄
今・此ハ何ナル事ゾ

九44
孝・石中
注・石中
今・木中

九45
孝・呵嘖云
注・父呵責云
今・父、此レヲ見テ厚谷ニ云ク
孝・海中之玉豈為耶、世上之珎亦為誰也、而未造小舎我等為人哉
注・海中之玉豈為誰耶、世上之珎復為誰也、未造小舎我等為人□
今・（ナシ）

九46
孝・其子孫長為二千石、食口三十有余、以三三洲一為レ姓也
注・其子終生長為五位、名二千石、食口三十有余、以三三州一為性也
今・（ナシ）

これらはいうまでもなく、全体としては同文性の高いはなしのなかに求められる異同である。「石中」を「木中」に、また、「楚王」を「国王」に、あえて改変しなければならない理由が『今昔物語集』の側にあったとは考えにくい。出典に忠実であろうとする『今昔物語集』であるだけに、ここでは第三の資料の存在を想定せざるえないであろう。

4

みてきたように、東寺本の書写された時点では、『注好選』にはすでに異本が存在していた。また、上巻には二十余例の書入れが、異本にもとづいてなされている。

書入れの時期は、不明である。二種の異本の関係も、さだかではない。ただ後者についていえば、「女帝」の共有からして、あるいは同系のものかとも推察される。

一方『今昔物語集』は、『注好選』にもとづいている可能性がきわめて大になった。とはいえ、東寺本そのままの表記をそなえている『注好選』に直結しているとは考えられない。

したがって『注好選』と『今昔物語集』とのかかわりを解明する

については、異本への考察が不可欠だが、これは当面望むべくもない。さしあたりなしうることは、書入れされている異本への検討である。

さて、書入れされている二十余例の異本のうち、『今昔物語集』にかかわりのあるのは六話で、例数にして七例。このうち、九7・九20・九45の類話にみられる書入れは『今昔物語集』に該当する記文がない。さらに十9・十39の類話に求められる書入れについては、『今昔物語集』の表現が、本文・異文のいずれに近いかを識別するにたるだけの内容をもっていない。けっきょくのところ、考察の対象となりうるのは、九4の類話（『注好選』上65）に記されている二例だけということになる。

例の一。

其子二人可殺、然而免一人殺一人、若汝何子不孝也

右の本文に対して、傍線部分の前に、「愛何子」の入るべきことが異本によって示されている。国王が継母に向って、実子と継子とのいずれを処罰すべきかを言上するようにせまる場面である。これに対応する『今昔物語集』の記文はつぎのとおり。

汝、何レノ子ヲカ愛シ、何レノ子ヲカ憎ム

あらためていうまでもあるまい。一見してあきらかなように、まったく同文というわけにはいかないけれど、『今昔物語集』のそれは、異本の記文にほぼ重なりあう。

例の二。

国王の右の問いに対して、継母は実子を処罰するよう陳述し、その理由を説明する場面。『注好選』の本文はつぎのとおり。

妾語其父云、我愛此子、汝漠所思、父喜命終、其言不誤者、殺吾子生父子

異本は傍線部分が、「故」と記してあったことを書入れは示している。対する『今昔物語集』の当該部分はつぎのとおり。

然レバ、其ノ言ヲ不誤ジト思フニ依テ、妾、我ガ子ヲ殺シテ父ガ子ヲ免サムト思フ也

本文の「者」は誤記の気味があって、さきの例ほど明確ではないが、それでも『今昔物語集』の記文は、異本のそれにみあう。

『今昔物語集』との考察と対象になりうる異本の書入れが二例しかないというのは、いかにも少ない。しかし、例証の少ないことに不満は残るものの、二例ともに『今昔物語集』の記文が異本のそれに近いという事実は、ないがしろにできないのではないか。

いまいうように、異本との校合がいつなされたのか不明であるが、仁平二年の東寺本書写以前に、すでに異本が確実に存在しており、その異本と書入れの異本とが系統を同じうしていたかとみられることをあわせ考えるとき、『今昔物語集』が『注好選』に依拠していたとすれば、それは東寺本が異本と称したものである可能性を示唆するものとして、この書入れに留意しておきたい。

注1　群書類従の呼称にしたがって、これまで『注好選集』と称してきたが、今野氏の指摘（東寺観智院本「注好選」管見　国語国文　昭58・2）にしたがう。

注2　前出論文

注3　今昔物語集出典研究の点検（その二）　国文学研究　昭46・12
今昔物語集天竺部小考　説話文学研究　昭47・9
注4　敦煌資料と今昔物語集との異同に関する考察（Ⅱ）　奈良女子大学文学会研究年報　昭41・2
注5　今昔物語集と注好選集　国学院大学大学院紀要　昭47・3
注6　今昔物語集の基礎的研究　愛知県立大学文学論集　昭53・3
注7　注好選集について　今野　達　国語　昭28・9
注8　再び伴信友に導かれて今昔物語集の成立について考える　国語国文　昭57・9